

環境と産業の 未来のために

2006.7 Vol.14

No. **43**



No.43 CONTENTS

◆システムづくり・ものづくり

樋口成彬新理事長 就任挨拶

◆平成18年度第3期「産廃処理業経営塾」始まる!!

(財)産廃振興財団

◆産業廃棄物概論「私の提言」

太田文雄塾長開塾講義

◆産廃処理施設の最適配備計画

◆平成18年度 産業廃棄物処理助成事業 (財)産廃振興財団

産廃振興財団NEWS



財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

新理事長就任

システムづくり・ ものづくり

このたび、太田前理事長の後を受けて、当財団の理事長に就任いたしました。平成4年財団設立以来、わが国の産業廃棄物処理事業の振興に多大なご貢献をされた太田前理事長の業績を引き継ぐことは、光栄であると同時に身に余る大任ではございますが、関係各位のご支援、ご協力をいただき、全力を尽くす所存でございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

私は長年、鉄鋼メーカーで、エンジニアリング、それも主として環境プラントの事業を担当してきました。こうした関係からでしょうか、実は平成8年から5年間、当財団の評議員を務めた経験があります。当時の財団は債務保証事業が中心であり、事務局もこじんまりしていたように記憶しています。今日、財団の活動範囲は著しく広がり、内容も深く、この変わり様を目のあたりにし、まさに隔世の感が致します。

二十数年前、一廃で得たノウハウを産廃処理業者に使って貰おうと思い活動しましたが当時は産廃といっても種類は多種多様、処理の方法は千差万別、業者の情報も確かなものもなく、実現できたのは、僅かに大企業の自家処理プラントだけでした。当時の産廃処理は減量化・減容化して埋め立てることが主でありましたが、近年、廃棄物処理をめぐる事業環境は大きく変化しております。循環型社会形成への法制度の整備は著しく進み、3R推進への関心も高まっています。つい先日、数年前まで関係していた産廃処理会社を見て、その変わり様に驚きました。3Rの考えが見事に実現している。廃棄された製品の中で、利用可能なものは消費の過程に戻して再使用していこう、そして再使用出来ないものは、原料として利用可能な資源として回収して再資源化して元の原料に戻す。このリサイクルに乗らないものの内、熱回収の可能なものについてはエネルギーを回収していく。原料としても、エネルギーとしても利用不可能なものについては、埋め立て処分される。ここにまさに、廃棄物処理の問題と資源の効率的運用という観点からの廃棄物処理の新しい市場、循環型社会ビジネスが育っていることを実感しました。廃棄物の収集・運搬・処理・リサイ

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

理事長 樋口 成 彬



クル・最終処分という各サービス段階でこれまでと違った資源化・再資源化に軸足を置いた多様な処理が要求されています。破碎、解体、選別、分離、燃焼、溶融といった要素技術に加えて、製品設計、調合、混練、反応制御、分析、梱包といったさまざまな要素を駆使した「総合システムづくり」です。資源化・再資源化を事業として成り立たせるには、原料調達・在庫管理に始まり、生産管理、工程管理、品質管理、設備管理、出荷・在庫管理という「ものづくり」の発想に意識を切り替えることが不可欠といえるでしょう。まさに装置産業の経営といえます。衛生処理を主体とした一廃処理との違いを感じます。

この産業の原料は廃棄物、技術の進歩は早く、製品の変わり方も早い。以前、ドイツで廃家電リサイクルプラントを見たとき、テレビの型式の古さに驚きましたが、今やブラウン管から薄型液晶テレビへと変わり、デジタル家電の時代、現在の処理システムはもうすぐ変えることになるでしょう。常に社会の変化を察知し、知恵を出し最適なシステムを組み上げる工夫なくしては生き残れないでしょう。最後になりましたが、当財団のこれからの課題は、これまでの実績、成果をベースに、先ずは、優良な処理業者の育成であり、優良化することにより不法投棄の撲滅を図り、適正処理を推進し、同時にコンプライアンスの観点からも適正な処理業者を選ぶよう排出事業者を啓蒙することでありましょう。当財団は産業界と処理業者の接点として、排出側である産業界への情報提供に努め、産業界からのニーズを汲み上げて処理業者へフィードバックしていくことを心がけ、わが国の産業廃棄物処理事業発展の後押しをしてまいりたいと願っております。重ねて関係各位のご支援、ご協力をおねがいいたします。

樋口理事長略歴

昭和38年3月	九州大学工学部生産機械工学科卒業
昭和38年4月	日本鋼管(株)
平成 5年6月	同社取締役就任
平成 9年6月	同社常務取締役就任
平成12年4月	同社技監就任
平成13年3月	エヌケーケープラント建設(株) 代表取締役社長
平成15年4月	J F Eプラント&サービス(株) に社名変更代表取締役社長
平成17年3月	同社相談役就任
平成18年7月	現職

経営塾

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

平成18年度第3期

「産業廃棄物処理業経営塾」 始まる!!

(財)産業廃棄物処理事業振興財団は6月15日より、第3期「産業廃棄物処理業経営塾」を開塾いたしました。講義・施設見学など6ヵ月にわたって研修が行われます。

同塾の目的は、産業廃棄物処理の中核的な担い手となると考えられる企業の経営責任者を対象に、産業廃棄物の処理・資源化事業を経営するうえで求められる広範な知識や見識をより一層深めることによって、各地域の業界の水準を高める役割を担っていける人材を育成することを目指しています。産業廃棄物処理事業に関する各分野での最前線で活躍する講師陣が充実した講義や研修合宿、施設見学会等を実施するという、類例の無いカリキュラムで塾を運営することとしています。

本塾に参加した塾生には、習得した知識や体験によって経営責任者としての手腕を高め、自らの事業を向上・拡大するのみならず、わが国の産業廃棄物処理事業の発展に寄与されるよう、願っているところです。

以下に今期の概要、開塾講義(太田文雄塾長)の要旨、及び第1期・第2期卒塾生からのメッセージを紹介します。



来賓挨拶する環境省廃棄物・リサイクル
対策部 関産業廃棄物課長

●講義期間

- ・ 期 間：平成18年6月～平成18年11月(6ヶ月間)
- ・ 講 義：原則月2回、木曜日開催
午前10時30分～午後4時30分
- ・ 施設見学会：7月14日、10月6日
- ・ 研 修 合 宿：9月7～8日(1泊2日)

●講義会場

- ・ コンファレンススクエア エムプラス
東京都千代田区丸の内2-5-2三菱ビル1F

●塾生 35名

産業廃棄物概論

太田文雄塾長開塾講義

「私の提言」

開塾式の後、最初の講義として太田塾長の「産業廃棄物概論 私の提言」が行われた。以下にその講義要旨を紹介する。



はじめに

当財団の理事長を務めて14年になりますが、その前は普通の会社におりましたので、この業界のことについては、素人同然です。

経営塾も3年目に入りましたが、開塾講義を迎えるたびに、何を話したらよいか悩みます。業界のことに詳しくれば、業界全体の動向についてお話すわけですが、十数年、それも横からしか見ておりませんので、私なりに感じたままを、「私の提言」としてお話したいと思います。

経営環境の変化—減少する廃棄物

まず、産業界と処理業界の間にある問題点を見ていきたいと思えます。

私は長年、東芝で家電部門を担当しました。最近の家電業界は価格競争の時代に入っております。

外国からも安い製品がどんどん入ってきて、ますます激しい競争になっています。

これからの時代は、今までのように単に物を作るということではなく、それに付随するサービスとか、金融等が商売になっていくといわれています。価格競争の面から、企業は物を作った時にゴミを出さないようにしようとか、リサイクルできるような設計にしようとか考えます。必然的に3Rに向かっていかざるをえません。

私が東芝にいた頃は、極端に言えば物まねをしてでも新製品を作って、大量に売ること、利益が出る時代でした。今は逆に、よそのメーカーの真似をしていては、絶対に儲からないという時代に入っています。

ものづくりの基本とは、品質の向上と原価ダウンが勝負の全てといわれています。毎年毎年の原

価ダウンを考えると、工場から出るゴミの処理費用を1割でも抑えることもコストダウンです。今の企業は、新製品を開発することと、品質の向上を考えています。そして、コスト意識を徹底しなくては生き残れません。

処理業者である皆さんは排出業者から出る廃棄物は、この先減少してくると認識してください。現代は、製造業にとってそれほど厳しい時代なのです。

たとえば、今日の自動車メーカーは、環境にやさしい燃費の良い製品を作ることを大きな狙いとしています。そしてさらに、今まであまり注目してこなかった中古自動車のマーケット、また、お金を貸して自動車を売るという金融業にも進出しています。新車の販売で儲ける率が減ってきているので、それ以外のところで利益を産むという考えです。こうし

た変化は、処理業者にとって決して喜ばしいことではないことを、まず、理解していただきたいと思っています。

3 Rの推進とEU環境規制

産業界のもう一つの動きは3 Rです。ごみを出さないために、製品の設計段階からリサイクルを考えるとというわけで、今後、廃棄物の要処理量は必然的に減ってくると見なくてはなりません。

また、海外との問題もあります。7月1日からEUでは、鉛など6品目の使用を禁じるRoHS規制(有害物質使用制限)が施行されます。日本が海外向けに製品を作る時には鉛を使ったものは作れないということになります。3万種類以上の化学物質の安全性証明を企業に求めるREACH規制(新化学品規制)等も控えています。製造業は、欧州、世界各国と対等に戦うため、これらの規制の本質を徹底的に理解することが必要となっています。

CSRへの取り組み

企業のCSRの問題もあります。三菱東京UFJ銀行は5月から、CSRに力を入れている企業には貸出金利を優遇するという取り組みを始めました。環境対策に取り組むことで企業価値が上がるなどとは、以前では考えられませんでした。企業の環境報告書

が2005年からはCSRレポートに変わってきました。

昔は企業で最も評価される人というのは、1円でも多く売上をあげた人でした。しかし、今日ではいかにルールを守って社会的責任を果たしていくかということが、企業の価値になっています。当財団が中心になって進めている処理業者優良化事業もそうですが、企業が透明性向上を目指して情報を開示し、従業員にも、顧客、株主、地域社会にも信頼される企業となることが大切なのです。

7兆円産業

次に、平成15年に環境省がまとめた環境ビジネスの市場規模についてのデータを見てください。廃棄物処理業(収集運搬、中間処理、最終処分)は、2000年の2兆9,134億円が、2010年になると6兆9,981億円に増大しています。ここまでの大規模な産業というのはなかなかありません。現在、優良化事業でも将来ビジョンを検討していますが、廃棄物処理ビジネスは、私たちの予想以上に有望な業界であると言われているのです。

法の遵守

一方、われわれの業界は、近年、度重なる法改正の対象となっています。平成9、12年には(1)排出

者責任の徹底、(2)不適正処理対策、(3)適正な処理施設の確保。

そして平成15、16年の改正は(1)不法投棄の未然防止、(2)リサイクルの促進。さらに平成17年には(1)不法投棄の未然防止等の措置といった具合で、改正の内容を十分に理解しないうちに、次の改正が行われるというくらい、改正が続いています。正しいと思っていたことが法律違反につながるものがないよう、是非注意していただきたい。

また、皆さんの先輩に当たる卒業生の感想文に、欠格要件についてもう少し詳しく説明して欲しいという要望がありました。欠格要件の対象というのは、当の処理業者だけでなく、幹部、5%以上の株主、債権者、個人も含まれています。役員が傷害事件とか重大な交通違反を起こしたら、欠格要件に当たるとして、営業停止に追い込まれるくらい厳しいものです。詳しくは、お配りした資料に載っています。よく読んで社内でも法律違反に注意していただきたいと思います。

排出事業者が期待するもの

排出事業者には、一貫した流通経路の構築志向があります。処理業者は一定の制約を受けて、排出→収集、運搬→中間処理→リサイクル→処分という静脈流通の中の一部に、事業基盤を持って営

業しています。しかし、法は排出者責任の原則で一貫しているため、顧客は産廃流通のどの段階においても排出事業者です。流通経路がどのように分かれていようが、そこに幾つの処理業者が関与しようが、廃棄物の流れは一貫したものであるとして認識されているのです。

家電リサイクル法ができてから、それぞれのメーカーの家電をリサイクルする施設が各地にできました。そこには、必ずメーカーの設計者が常駐しており、リサイクルの結果をフィードバックして次の製品の設計に生かすための研究をしています。処理コストをできるだけ安くするために設計の段階から考えていかなくては、企業として生き残れない時代になっているのです。

排出事業者が処理業者に求めるのは、できるだけ「低コストで処理して欲しい」、「リスクがないようにして欲しい」、そして時間があるならば「リサイクルも考えて欲しい」ということと考えられます。

マニフェストに関して言えば、これまでほとんど運搬業者に任せていたのが実態でしょう。委託料の支払いもできれば、運搬した業者にその後の処分までの費用を含めて全部支払ってしまうというところが見られました。排出事業者はマネジメントシステム



熱心に聴講する塾生の皆さん

できちっと管理しているといわれていますが、現実には処理業者にしわ寄せがきていたのではないのでしょうか。これでは処理業者は、問題が起きた時に責任を問われることになりかねません。排出業者に無理に頼まれて取った行動が、欠格要件に該当してしまうなどということのないよう、毅然とした態度で対応しなくてはなりません。

処理コストを安く見積もることは簡単ですが、果たしてそれできちんとした適正処理ができるかどうかを考えていただきたい。競争があるからコストを下げなくてはいけない、そのため結果的にいいかげんな処理をするなどということは、絶対にあってはなりません。

排出事業者との間では、まず①契約書をしっかりと交わす②マニフェストの管理をしやすいように運用することです。優良化事業で推進している情報開示も大

切です。また、産業廃棄物は雑多な種類があるので、自分の扱う廃棄物の内容を知って分析し、危険な物の処理を任されてしまうことのないようにしなくてはなりません。さらに、営業担当者は、業界の動向を把握し、排出業者に対して適切に提言できる人でなければなりません。ドライバーをはじめ従業員は、礼儀正しく明るい人が好まれるということもあると思います。これらのことが排出業者の期待と言えるでしょう。

見直しと改善提案

一方、処理業者の立場から見ると、同業者間の競争が激しいという現実があります。時には原価を割ってしまうということまでであると聞きます。当業界の体質は「悪貨が良貨を駆逐する」と評された時期がありました。しかし今は悪貨が生き残ることは不可能になっています。今までの延長線で物を考えていては生き残れ

ない時代といえます。

自分の会社ではどんなことが行われているのか、お得意さんとはどんな関係にあるのか、そうしたことを見つめ直すいい機会になるのが、この経営塾だと思います。会社に戻って提言してください。「経営塾から帰って余計なことを提言する」とオーナー社長から苦い顔をされるかもしれませんが、提言し改善していかないと生き残れないのが、現状なのです。

顧客満足のために

私が今日一番いいたいことは、顧客満足のための努力が必要だということです。コストダウンを図ることももちろん大切ですが、それよりもっと大事なのが、顧客とコミュニケーションをとることです。処理技術も日々磨いていかないと顧客に満足していただけません。この業界は成長段階から成熟段階に入ってきました。成長が止まり、市場が成熟した中で、どういうことを行っていくのか、真剣に考えなくてはなりません。

また、排出事業者は消費者に評価されています。従って、我々も消費者から評価されるわけです。消費者に自分の会社をアピールし、情報開示して評価してもらうことが、ひいては顧客である排出事業者の評価も高めることになるということを意識してください。

産廃処理業優良化推進事業

優良化事業の一番のポイントは、誰のために優良化をするのかということです。環境省が始めたから行う、あるいは排出業者が処理業者を選びやすくするために取り組む、決してそういうことではありません。皆さんがた自分自身のために、自分の会社が生き残るために、優良化に取り組むことが必要なのです。この本質をぜひとも理解してください。

産廃業界だけが、なぜここまで情報公開をしなくてはいけないのか、普通の中小企業でこんなことをしろと言われる業界は他にありません。しかし、考え方一つです。この業界がこれを実現したら、一番進んだ業界になっていくのではないかと思います。財務諸表まで情報開示すると、顧客から儲かっているから、値段を下げると言われるのではないかと、どうしてもマイナスに考えてしまう。無理な値引きを要求するような会社には対応しなければ良いわけです。

私はみなさんに大いに期待しています。経営塾から毎年35名くらいずつ卒業して、今回入れると約100名になります。この方々が優良化の尖兵になると思っています。人のためと思うと、なぜここまで優良化をしなければならないのかと必ず疑問が沸きます。優良化は誰のためでもない、

自分たちで業界を発展させていくために自分のためにやるのだということなのです。

情報開示についてのアンケート調査結果がありますが、情報開示するためには、社内で情報収集したり、合意形成をしたりなど、非常に手間がかかります。組織図や管理工程表などを作らねばなりません。ただ、こういう作業に取り組んでいくと、自らの会社の実情が非常に良く分かり、社内を見直す良いきっかけになります。優良化事業に取り組むことは良いチャンスであります。これが業界を変える道であると、私は考えています。

私の経験から

最後に、私が当財団に入ると50年近くネクタイを締めてきた経験の中から感じていることを、いくつか話します。

まず「棄てる思想を持つ」ことです。誰にでも過去の成功体験があります。私は、長いこと営業を担当しました。財団に毎日出勤するようになって10年ですが、机の中にはスケジュール表が入っています。何月何日どこで誰と会ったか、何をしたか、これが10年分入っています。

営業マンは手帳に何でも書いておく習性があります。何年前の何月何日は何をしていたか、すぐにわかるわけです。しかし、昨年

はこうだったが今年は今年で違うことをやろうとしていかないと、革新的な発想はできません。東芝時代から過去を捨てろと口を酸っぱくしていつてきました。成功体験をいつまでも持っていたら、埋没してしまっ、新しいことは絶対にできません。飛躍しようと思ったら、過去を捨てて挑戦しなくてははいけません。

2点目は「店頭立つと商売が見える」ということです。店頭にいないと、何が売れて何が顧客から求められているかが分かりません。みなさんのご商売である廃棄物の運搬、処理でも同じです。朝8時になったら机に向かっていないで、現場に立ちなさい。商売の原点はそこにあるのです。現場に全てがあります。どういうものが入ってきて、どこへ行くのか、それを自分の目で確かめなくてははいけません。

3点目は、「あるべき論」はいいないということです。机に座ってあるべき論をいうことが私は好きではありませんでした。そんなくらいなら、一つでも多く現場を回ろうと思いました。

4点目ですが、私が家電の営業をしていたころ、売上成績がどんどん上がっていきました。しかし、私が転勤でいなくなると、その部署の業績はみるみるうちに下がってしまいました。ところが、後任者の責任が問われるのではな

く、私が無理をしたからだといわれたのです。

私は思いました、人のできないことをやってはいけない、人の倍働くことはない、「あるべきことを、あるべき範囲であるべきようにきちんと行っていくこと」が大切だと痛切に感じたのです。あるべきことを当たり前で当たり前姿勢で実行する、この単純なことがないと評価されないのです。

自分だからこそできたと威張っているのはダメです。一所懸命に行うことは大事ですが、誰が後任になってもできるよう、「当たり前」に行っておくことが大切なのです。

仕事に活かす先人の言葉

結びとして、私が今までに感銘した言葉を若干ご紹介したいと思います。

「常在創業 創意無限」これは、ダイエーの中内さんがいった言葉です。日々是創業、昨日より今日、今日より明日、自分しかできないことは何かという無限の可能性を信じ行動する。中内さんはこれを言い続けていたわけですから、商売とは自分にしかできないことは何かを絶えず考えて、仕事をしていくことです。

次は私の好きなピーター・ドラッカーの言葉です。「事業を知る第一歩は、顧客が誰かを考えることである。」顧客はいかに買う

か？顧客にいかに到達するか？顧客は何を重視するか？その答えを顧客のところへ行って求める作業を体系的に行わなければならない。これがビジネスの基本です。

私が40年間いいつづけてきた言葉があります。戦前から戦後にかけて商業界の発展に大きな足跡を残された岡田徹という先生の言葉です。私はある勉強会で直にお聞きしました。「私たちの仕事はたった一人でも良い、『この店は、私たちにとって大事なお店です。』といってください、お客様という名の友人をつくることです。」

最後にもう一つ、講演などを頼まれた折にいう言葉があります。ダーウインの言葉です。「必ずしも強いものが生き残るわけではない。変化に柔軟に迅速に対応するものだけが生き残る。」この業界でも大きな企業がたくさんありますが、大きいからといって必ずしも生き残ると決まっているわけではないのです。変化に対して、柔軟に迅速に対応する会社が生き残るのです。

今までいろいろお話ししてきましたが、皆さんの会社のために、この経営塾を役立ていただき、優良化推進事業にも参加くださるようお願いします。10月の卒塾までがんばって下さい。(完)

卒塾生からのメッセージ

受講者参画型の経営塾に期待する



高俊興業(株)
常務取締役

高橋 潤
(第1期卒塾生)

私が入塾して一番期待したことは、各分野のエキスパートから多くのことを学び、1日でも早く実務に取り入れ、さらには今後の経営に活かしていける、そんな講義に参画できる、絶好の機会であると思い入塾しました。

受講してみて感じた感想は、通常開催されている講習会は参加人数も多く、また質問する時

間も短いため、なかなか自ら参画していける形ではない反面、当塾では受講人数が一定していて質問しやすいという、受講者参画型の環境の中で勉強できた点です。

また一期より二期、二期よりも三期になるに従って受講者の改善要望を聞き入れてもらい、講義内容がグレードアップされている点は大変嬉しく感じております。「やらされ」意識がなくなり、受講者が要望事項を出し、それが継続的に改善されていく。そんな受講者参画型の塾であれば、有意義な時間となり、より多くの優良処理業者が育成されていく場となるのではないかと期待しております。

貴重な財産となった経営塾



ダイヤモンドリース(株)
環境ファイナンス部次長

瀬間 淑匡
(第2期卒塾生)

弊社は17年4月に廃棄物処理事業者様向けのファイナンスを業務とする環境ファイナンス部を創設いたしました。営業活動をするにあたり、業界知識の習得やネットワーク作りに悩んでいた折、この「経営塾」を知り、参加させていただきました。

リース会社からの参加ということで、受け入

れていただけるかどうか心配でしたが、塾生の皆様の真剣な取り組み姿勢にも触発され、大変有意義な時間を過ごすことができました。

業界屈指の講師陣による興味深い講義や施設見学会により廃棄物処理に関する知識が習得でき、また合宿や懇親会において塾生の皆様との良いコミュニケーションがとれたことは私の貴重な財産になったと思います。塾生の皆様とは卒塾後も仲良くしていただいております。微力ではありますが、ファイナンスを通じて業界発展のために貢献していきたいと考えています。皆様、ありがとうございました。

卒塾生からのメッセージ

講師・塾生・卒塾生を含めた交流の場を



(株)プランテック
取締役営業本部長

勝井 基明

(第2期卒塾生)

「産業廃棄物処理業経営塾」の魅力は大きく二つあります。一つは産業廃棄物処理の各分野の最前線で活躍されている講師の方々の貴重な知識・体験・最新情報を伝授していただけることです。もう一つは、二期生として参加した塾

生はもとより、講師の方々とのご縁をいただけたことが非常に大きな魅力であり、貴重な財産を頂いたと感じています。

産業廃棄物の処理・資源化事業の経営をターゲットとしたカリキュラムで構成されているのは「産業廃棄物処理業経営塾」が唯一ではないかと思います。

今後とも業界内に卒塾生をどんどん増やしていただいて、講師・塾生・卒塾生等々を含めた交流の場を数多く作っていただきたいと期待しております。



第3期経営塾の塾生達

第3期経営塾の講師陣



産廃処理施設の最適配備計画

施設充足度の定量化手法開発へ

当財団では、平成17年度の環境省委託調査「産業廃棄物処理施設の最適配備の計画手法に係る調査研究」において、産業廃棄物処理施設の整備に係る公共関与の必要性について、その判断の拠り所となる「施設の充足度」を定量的に解析する手法の調査研究を行いました。

産業廃棄物は、事業者による処理を原則として市場原理に基いて広域的に移動し、その状況は日々変化しています。そのため、産業廃棄物に係る様々な行政判断、特に適正処理の確保に向けた公共関与の必要性の判断を行う際には、その拠り所となる精度の高い判断材料が必要となります。また廃棄物処理を事業経営の観点から捉えると、施設整備を想定する一定圏域内の市場の規模と競合施設、中長期の需給と価格の見通し、現実の顧客の種類・量・取引価格等まで踏み込んだ把握が、事業化の意思決定や資金調達

判断の際に求められます。

以上から、産業廃棄物処理業からの既存の処理実績報告データを活用し、廃棄物の広域移動状況をGIS(地図情報システム)上で面

的に把握し、「施設の充足度」を解析する手法の検討を行いました。以下にその概要をご紹介します。

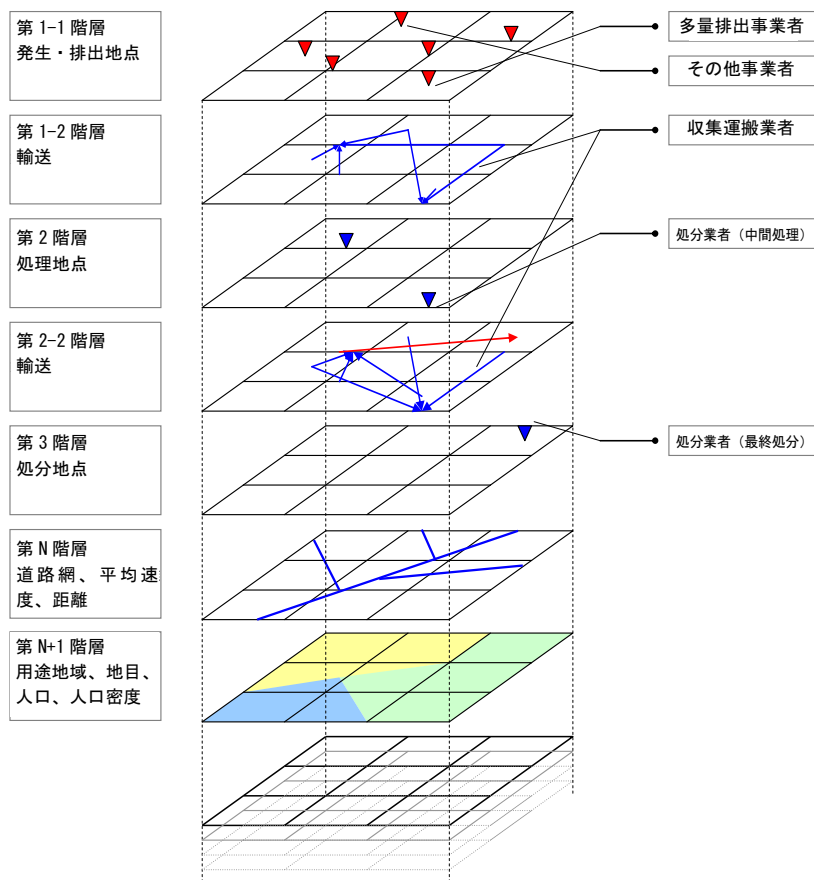


図1 データベース構築の階層図

中間処理施設の稼働状況 (点)	稼働率(%) = 処理量 ÷ 処理能力 × 100
中間処理施設の余力度 (面 = 圏域)	余力度(%) = {1 - (Σ 中間処理量 ÷ Σ 処理施設の処理能力)} × 100
最終処分場の余力度 (残余年数) (面 = 圏域)	残余年数(年) = Σ 残存容量 ÷ Σ 当該年度 (または平均) 年間処分量
※自圏内処理の度合いを判断する場合など、中間処理量を排出量に置き換えることも可。	
費用比	エリア内の平均単価 ÷ エリア外の平均単価
図2 充足度の定量化	

中間処理							最終処分					
			費用(費用比)							費用(費用比)		
			低い	1	高い					低い	1	高い
量	施設 多い	余力度 有	◎	○	△	量	施設 多い	残余年数 10 年以上	◎	○	△	
		余力度 無	△	△	△			施設 少ない	残余年数 5 年以上	△	△	△
	施設 少ない		△	△	△		施設 少ない		残余年数 5 年未満	△	△	△
◎：十分に充足している、○：ほぼ充足している、△：充足していない												
図 3 充足度の評価												

1. 充足度の定義と評価手法

本調査における充足とは、排出事業者が排出可能な条件(処理施設の有無、処理料金、輸送などの条件)が整い、処理が行われている状態とする。したがって充足度とは、ある特定の地域内において処理されている度合いのこととする。

一方、産業廃棄物の処理は広域圏を対象として事業化され、処理料金と運搬費の和(以下「費用」という。)の影響を大きく受けることから、ある施設における処理(営業対象)エリアはケースバイ

ケースという状況にある。

こうしたことを踏まえると、施設の充足度は、廃棄物の種類別の発生量と発生地点、処理地点、運搬費、処理単価により総合的に解析を行うことが必要である。しかし、これらの情報を逐一チェックすることはデータ量が膨大で困難となることからGIS等の大規模解析に適したツールの活用が有効である。

2. データベースの構築

データベースは図1のような階層構造で構成し、処理実績報告や

施設の許可情報データ等を網格子状の座標軸に表示する。

3. 充足度の定量化

充足度の定量化は、「量」と「費用(処分料金+運搬費)」の2つの要素から判断するものとした。

「量」は、発生地点等の「点」または一定圏域の「面」で定量化できる。施設毎の「点」では、処理能力と合わせて施設の稼働率を示すことができる。また、「面」として捉えると、一定圏域における中間処理施設の処理能力に対する処理量、処分場の残存容量を

表すことができる(図2参照)。

費用は、処理料金と運搬費の和で示され、最も安価となる地点に輸送・処理されるので、一定圏域、例えば県内外の処理費の比率(以下「費用比」という。)で定量化することが可能となる。(図2参照)

4. 充足度の評価

充足度は、一例として、余力度と費用のマトリックスで(図3)のように示される。

5. 最適配備の計画手法

次のステップである最適配備は、圏域における施設の充足状況、域外流出、廃棄物の排出状況と用途地域などの地域特性をGIS上で積み上げ、解析を行い候補地の選定を行う。

網格子状のエリアを各項目の得点や実数データで評価し、全項目(図4のF1～F4)を複合して計算を行う。

6. 期待される効果

■適正処理施設の整備に向けた客観的な判断データの共有による精度の高い政策判断が可能

- ・迅速な活用(スピードアップ、負担軽減)による適切な廃棄物の管理
- ・報告精度の向上と行政の負担軽減

■適正処理にかかる監視判断指

標として活用でき、不適正処理の早期発見と適切な指導による早期対応が可能

7. 実用化に向けた検討課題

1) 情報項目の整理

都道府県毎に処理業者から報告される項目が異なるため、相互活用できる情報として補完していく必要がある。また、中間処理や最終処分、運搬に係る費用については現在報告が求められておらず、既存の公開情報の他、アンケートやヒアリング調査など様々な方法を通じて情報を収集する必要がある。

中間処理に関する充足度を求めるためには、各施設の品目別受入比率の把握が必要であり、各処理業者の処理実績の割合から算出する等が考えられる。

2) 最適配備計画手法の実ケース適用上の留意事項

用地決定の大きな要素として住民理解がある。本手法の指標を前面に押し出すことで住民の不信感を招くことがないよう留意が必要である。

3) 拡張性

将来的には、輸送に伴うCO₂の排出量、資源化又は処分の状況などを指標として追加することで、京都議定書、国の方針なども施設整備の評価指標と

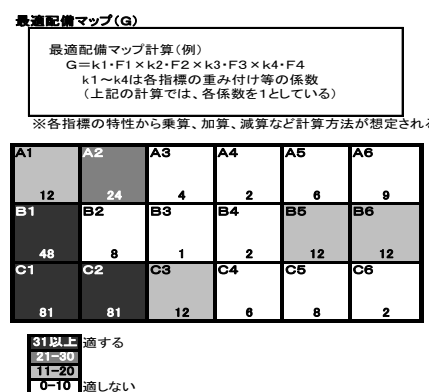
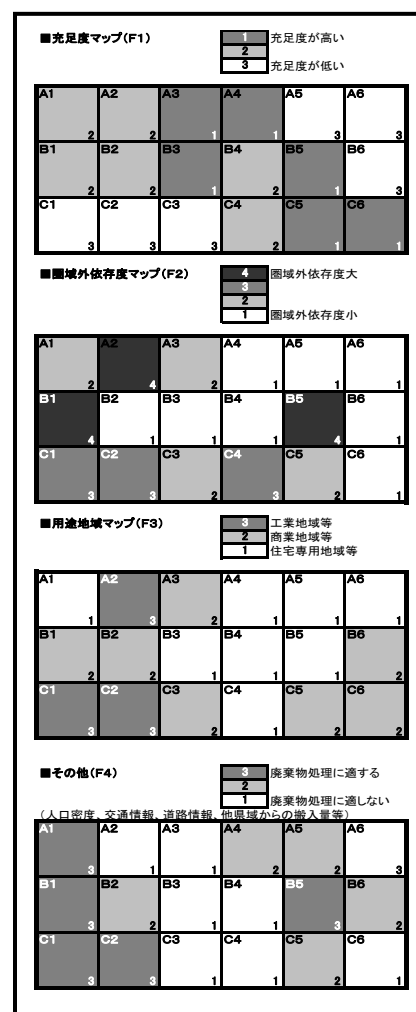


図4 最適配備マップ

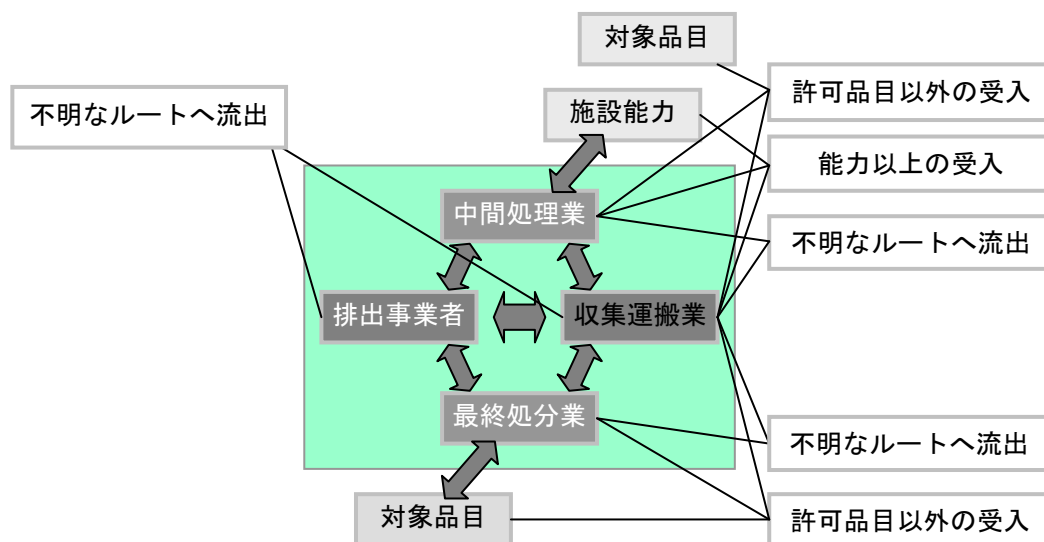


図5 適正処理にかかる監視判断指標としての活用

して直接組み込むことが可能
となる。

今後、行政の施策の判断に役立

てるよう、この研究をさらに推し
進め、施設の最適配備計画手法を
実証し、確立していきたいと考え
ており、国や自治体の皆さまの一

層のご指導ならびにご協力をお
願いする次第です。

「PCB処理技術ガイドブック(改訂版)」

廃棄物処理法新処理基準に基づく
PCB処理技術のすべてを網羅！

内 容

- * 最新の処理技術とその施設について詳細に解説。PCB廃棄物を安全・効率的に処理するためのノウハウを完全収録！
- * 資料編には、関係法令をはじめ、平成17年3月までに評価・検討が終了した処理技術と実証プラントの試験概要も掲載。

B5版 価格 5,000 円

編集/(財)産業廃棄物処理事業振興財団 発行/(株)ぎょうせい



News review

産廃対策の構造改革進む

ー由田部長、関課長が強調ー

環境省全国主管課長会議開く

環境省は、6月29日に東京・三田の共用会議室で、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議を開いた。開会のあいさつに立った由田廃棄物・リサイクル対策部長は、産業廃棄物問題が改善されてきたことを強調した。担当課別の説明では、関産業廃棄物課長が産業廃棄物の構造改革が進みつつあり、施策の効果があらわれつつあると説明、注目の電子マニフェストについては、環境省は平成20年度に普及率20%を目指しているが、今年1月にIT戦略本部で決定された新改革戦略では平成22年度までに50%の電子化を達成することが目標に設定されている。これを受けて関課長は「産業廃棄物対策の構造改革の最後の詰めは電子マニフェストであり、これを使うことで透明性を高めることが大切だ」と述べた。



全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議開かれる

産業廃棄物対策については、①相次いで改正された廃棄物処理法の運用に当たっての基本的な考え方、②改正法の都道府県における円滑な施行、③アスベスト廃棄物問題(改正法による環境大臣が認定する無害化処理認定制度等説明)、④公共関与等による施設整備の推進、⑤PCB廃棄物処理に向けた取り組みについて(処理体制の整備の経過、中小企業向け処理基金の造成、低濃度PCB汚染物対策など説明・次頁参照)、⑥産廃対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について、概略を説明した。

周辺環境に影響無し

ー環境省・低濃度PCB汚染物ー

焼却実証試験で確認

環境省は、6月29日に低濃度PCB汚染物の焼却実証試験の実施結果を公表した。それによると、全国3ヵ所で、低濃度PCB汚染物(数10ppm程度のPCBを含む絶縁油)の焼却実証試験を実施、その結果、确实かつ周辺環境に影響を及ぼすことなく安全に分解されることを確認したとしている。

この実証試験は、低濃度PCB汚染物の処理体制の整備に向け、1,100℃以上の高温で焼却できる既存施設を対象に、今年3月中旬に光和精鉱(株)戸畑製造所(福岡県北九州市)、(株)カムテックス福山工場(広島県福山市)、(財)愛媛県廃棄物処理センター東予事業所(愛媛県新居浜市)の協力を得て、実施されたものである。(試験設備は別表参照)なお、環境省では、今後も協力が得られる他の施設でも焼却実証試験を実施して行く方針である。

実証結果については、①排ガスは排ガス中のPCB及びDXN類濃度は、法に定める基準値等より低いことを確認、また、通常運転時(試験試料を投入しない場合)と本試験時に顕著な変化がないことから、試験試料を投入したことによる影響はないことを確認した。②排水は排水中のPCB及びDXN類濃度は、法に定める基準値等より低い

ことを確認、また通常運転時と本試験時に顕著な変化がないことから試験試料を投入したことによる影響はないことを確認した。③周辺環境への影響については施設の敷地境界での大気中のPCB濃度、施設の周辺の大気中のDXN類濃度は、法に定める基準値等よりも低いことを確認した。(別表参照)

〈実証試験施設の概要〉

	光和精鉱(株) 戸畑製造所	(株)カムテックス 福山工場	(財)愛媛県廃棄物処理 センター東予事業所
施設設置者	光和精鉱(株)	(株)カムテックス	(財)愛媛県廃棄物処理センター
設置場所	福岡県北九州市	広島県福山市	愛媛県新居浜市
施設形式	ロータリーキルン※ ¹ 式焼却炉 (試験試料の投入は2次燃焼炉内)	酸素バーナー式熔融炉	ロータリーキルン※ ¹ 式熔融炉
燃焼ガスの温度	1,100℃～1,200℃	1,300℃～1,400℃	1,200℃～1,300℃
燃焼ガスの滞留時間	3～4秒	5～6秒 (2次燃焼室を含む)	4～5秒

※1：耐火材を内張りした回転式横型円筒炉

〈大気中のPCB及びダイオキシン類の濃度〉

	光和精鉱(株) 戸畑製造所	(株)カムテックス 福山工場	(財)愛媛県廃棄物処理 センター東予事業所
施設敷地境界	PCB(通常運転時) : 0.17～0.52ng/m ³ (500ng/m ³)※ ¹	PCB(通常運転時) : 0.32～1.1ng/m ³ (500ng/m ³)※ ¹	PCB(通常運転時) : 0.13～0.14ng/m ³ (500ng/m ³)※ ¹
	PCB(本試験時) : 0.20～0.93ng/m ³ (500ng/m ³)※ ¹	PCB(本試験時) : 0.29～0.67ng/m ³ (500ng/m ³)※ ¹	PCB(本試験時) : 0.094～0.17ng/m ³ (500ng/m ³)※ ¹
施設周辺	ダイオキシン類(通常運転時) : 0.024pg-TEQ/m ³ (0.6pg-TEQ/m ³ 以下)※ ²	ダイオキシン類(通常運転時) : 0.074pg-TEQ/m ³ (0.6pg-TEQ/m ³ 以下)※ ²	ダイオキシン類(通常運転時) : 0.011pg-TEQ/m ³ (0.6pg-TEQ/m ³ 以下)※ ²
	ダイオキシン類(本試験時) : 0.031pg～0.033pg-TEQ/m ³ (0.6pg-TEQ/m ³ 以下)※ ²	ダイオキシン類(本試験時) : 0.072pg～ 0.097pg-TEQ/m ³ (0.6pg-TEQ/m ³ 以下)※ ²	ダイオキシン類(本試験時) : 0.021pg～0.051pg-TEQ/m ³ (0.6pg-TEQ/m ³ 以下)※ ²

※1：PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について(昭和47年環大企第141号)で定める濃度

※2：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)で定める基準値

News review

募集

平成 18 年度 産業廃棄物処理助成事業

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

助成事業の概要

本財団では、平成 4 年の創設以来、産業廃棄物問題の解決に向けて、優良な処理施設の整備を支援する「債務保証事業」、都道府県等が不法投棄された廃棄物の撤去（原状回復）を資金面で支援する「適正処理推進事業」、技術開発や起業化のための助成を行う「助成事業」、PCB 処理に関する処理事業への支援、産廃処理施設の基本計画の策定、インターネットや広報誌による情報提供及び処理業者への講習会等を行う「振興事業」の 4 つの事業に取り組んでいます。

そしてこれらの活動を行うことで、産業廃棄物の適正処理・減量化、さらには再資源化による有効活用等が促進され、持続可能な循環型社会の構築に資するクリーンな生活環境の保全と、産業の健全な発展に貢献しています。

助成事業については、資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための強化策として実施することとしております。具体的には、産業廃棄物に関する 3 R の技術開発、いわゆる廃棄物の発生抑制・減量化技術の開発、循環資源の再利用技術の開発、再生利用技術の開発、環境負荷低減技術の開発及び既存の高度技術力を利用した施設整備やその起業化に対して助成するものであり、これらが他事業へ普及し、環境への負荷を低減した資源循環型社会システムの重要な機能を担うことを期待しています。

1. 申請資格

次の全ての条件を満たしている者としします。

○産業廃棄物の処分を業として行う者又は行う予定の者(少なくとも事前協議に入っているものとする)。

○従業員数 300 人以下又は資本金 10 億円以下のどちらかに該当すること。

○過去 5 年間、廃棄物及び公害防止に関する法律に違反していないこと。

○応募事業が同一期間内に他の

公的助成を受けていないこと。

○産業廃棄物処理業の優良性の判断に係る情報開示(本財団情報開示支援システムによる)を行っていること。

2. 対象となる事業

産業廃棄物に関する次の①～

③としします。

① 3 R 又は環境負荷低減に関する技術開発事業(以下「技術開発」と略す。)

②高度技術力を利用した 3 R 又は環境負荷低減施設の整備事

業(以下「高度技術施設」と略す。)

③上記①、②に関する起業化のための調査事業(以下「起業化調査」と略す。)

3. 助成の概要

(1) 助成額

①技術開発 最高 500 万円

②高度技術施設 最高 500 万円

③起業化調査 最高 50 万円

(2) 助成率

技術開発及び高度技術施設については、助成率は助成対象事業

に要する費用の3分の2以内、起業化調査については、助成対象事業に要する費用の3分の1以内に相当する金額とします。

(3) 助成事業の達成期間

原則として、助成が決定してから1年以内とします。

(4) 助成の決定

助成事業振興委員会での審査結果に基づき、企画運営委員会の議を得て、本財団理事長が助成事業を決定します。

(5) 成果の報告

助成が決定した事業の申請者は、助成事業終了後3ヶ月以内に本財団へ成果報告書を提出していただきます。また、その後4年間は、年に1回、助成事業による成果の活用状況等についての報告書を提出していただきます。

4. 選考について

(1) 助成事業振興委員会

委員会は学識経験者、地方公

共団体、関係団体、マスコミ等(9名)で構成します。

(2) 産業廃棄物の処理事業の振興に寄与するものであること。

5. 応募手続きについて

(1) 申請書等の申し込み

募集内容の詳細及び申請書類一式は本財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。なお、郵送をご希望の場合は FAX または郵送で下記事項をお知らせ下さい。

①送付先の郵便番号、住所、電話番号、FAX 番号

②担当者の役職、氏名

③必要部数

④「助成事業申請書類を送付のこと」と明記して下さい。

(2) 応募方法

記入要領を参考に申請必要書類を記入し、下記の応募先に郵送して下さい。

(3) 申請必要書類(各1部)

①助成事業申請書((様式 1)および(申請書))

②会社説明書(定款の記載されたもの)

③産業廃棄物処分業許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し(2 都道府県・政令市以上で許可を受けている場合は、応募事業に関連するものの中で代表となるもの、かつ申請書に記載した内容と同一のもの)又は事前協議に入っていることが証明出来る書類の写し

(4) 応募締切日

平成18年9月30日(土)当日消印有効

(5) 注意事項

○採決の結果はFAX(または郵送)にて、担当者にお知らせします。

○採否の理由についてのお問い合わせには応じかねます。

○ご提出頂いた申請必要書類等は返却いたしません。

<申請書等申し込み及び応募先>

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング3階

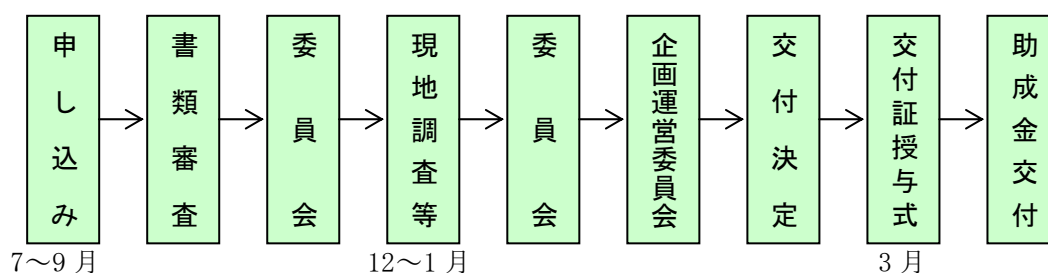
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部(担当: 石丸、福本)

TEL 03-3526-0155

FAX 03-3526-0156

URL <http://www.sanpainet.or.jp>

<申請から交付までの流れ(日程は予定)>



前年度(平成 17 年度)の産業廃棄物処理助成事業について

産廃振興財団 NEWS No. 42 で既報ですが、平成 17 年度産業廃棄物処理助成事業に 2 事業が選定されました。本号では、その 2 事業の概要をご紹介します。

(有)オイル・リサイクル

【助成事業名】 プラズマディスプレイパネルのアルミと硝子の再資源化の為の分離技術

【事業の概要】 テレビはブラウン管型テレビから薄型テレビに置き換わりつつあり、薄型テレビはプラズマテレビと液晶テレビとがある。現在、オイル・リサイクルではプラズマテレビの製造工程で発生する廃プラズマディスプレイパネルの処理を行っているが、近い将来は普及した製品の廃棄物も増加すると考えられ、再資源化技術開発が急務である。

薄型テレビに使用されるプラズマディスプレイパネルは、前面ガラス基板・背面ガラス基板・両面テープ・アルミ板から構成されている(図1)。このうち、背面ガラス基板とアルミ板が両面テープにより強固に接着されている。破碎、燃焼等で分離しようとする、破碎では接着剤により団子状となったガラスが、燃焼ではガラスとアルミの溶融がそれぞれ起こるため分離が難しく、最終的なリサイクル率は落ちる。このよう

な背景のもと、燃焼に至らない加熱により両面テープを熱分解させる条件をベンチテストで検討した結果、アルミとガラスが容易に分離できる加熱分解条件を得た。本助成事業は、このベンチテストの結果を踏まえて、パイロットプラントを製作し、背面ガラス基板とアルミ板の分離技術の確立を図るものである。

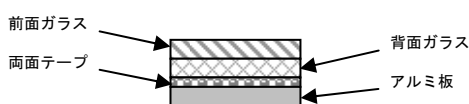


図1 プラズマディスプレイパネルの構造

公協産業(株)

【助成事業名】 廃水溶性加工液のオンサイトリサイクルシステムの実用化

【事業の概要】 水溶性加工液は油剤を水により希釈し、機械加工時の潤滑・冷却剤として使用するもので、水による難燃化と冷却性能に優れるため、高速加工に対応出来る加工液として多用されており、国内の年間排出量が 10⁶kL にも及ぶ。現在、公協産業ではこれら廃水溶性加工液を引き取り、燃焼助剤として再利用するシステムを確立している。しかし、廃液輸送にともなう燃料消費で、コスト高や CO₂ の排出といった問題もある。

この問題を解決する方法とし

て、公協産業では鳥取大学で開発された含油排水処理法の「酵素－活性炭法」に着目した。「酵素－活性炭法」による排水処理は pH や温度調整が不要で、使用する添加剤が活性炭と酵素リパーゼの 2 種類のみであるため、廃加工液処理のシステムのコンパクト化と二次廃棄物発生量の削減が図れる。このシステムにより、廃液輸送をせずに、水溶性加工液を使用する工場サイト内での廃加工液処理の実現が期待できる。

本助成事業は、「酵素－活性炭法」を採用し、廃水溶性加工液中の油分を分離・処分し、さらに、体積の 90%以上を占める水分を新たに調製する加工液の希釈水として再利用する「廃水溶性加工液のオンサイトリサイクルシステム」(図2)を実用化するための技術の確立を図るものである。

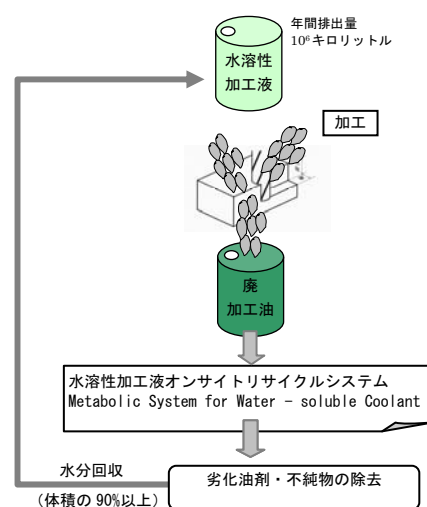


図2 廃水溶性加工液のオンサイトリサイクルシステムの概念図

～ 不法投棄等事案管理システム(仮称) ～

平成 19 年度よりエコパトロールが使いやすく、経済的に変わります

不法投棄の早期発見や事案管理を目的としたエコパトロールシステムは、平成18年度現在で全国の11都県でご使用頂いており、不法投棄の未然防止のためにお役立て頂いているところです。

現在のエコパトロールシステムは開発から5年近くが経過し、機器類の使用環境が現在の情報機器類に比べ使いにくくなってきたところから、不法投棄の未然

防止のために、より一層お役立て頂けるよう、使いやすく経済的なご提供ができる新システムへ平成19年度から移行することと致しました。

現システムからの主な変更点は、次のとおりです。

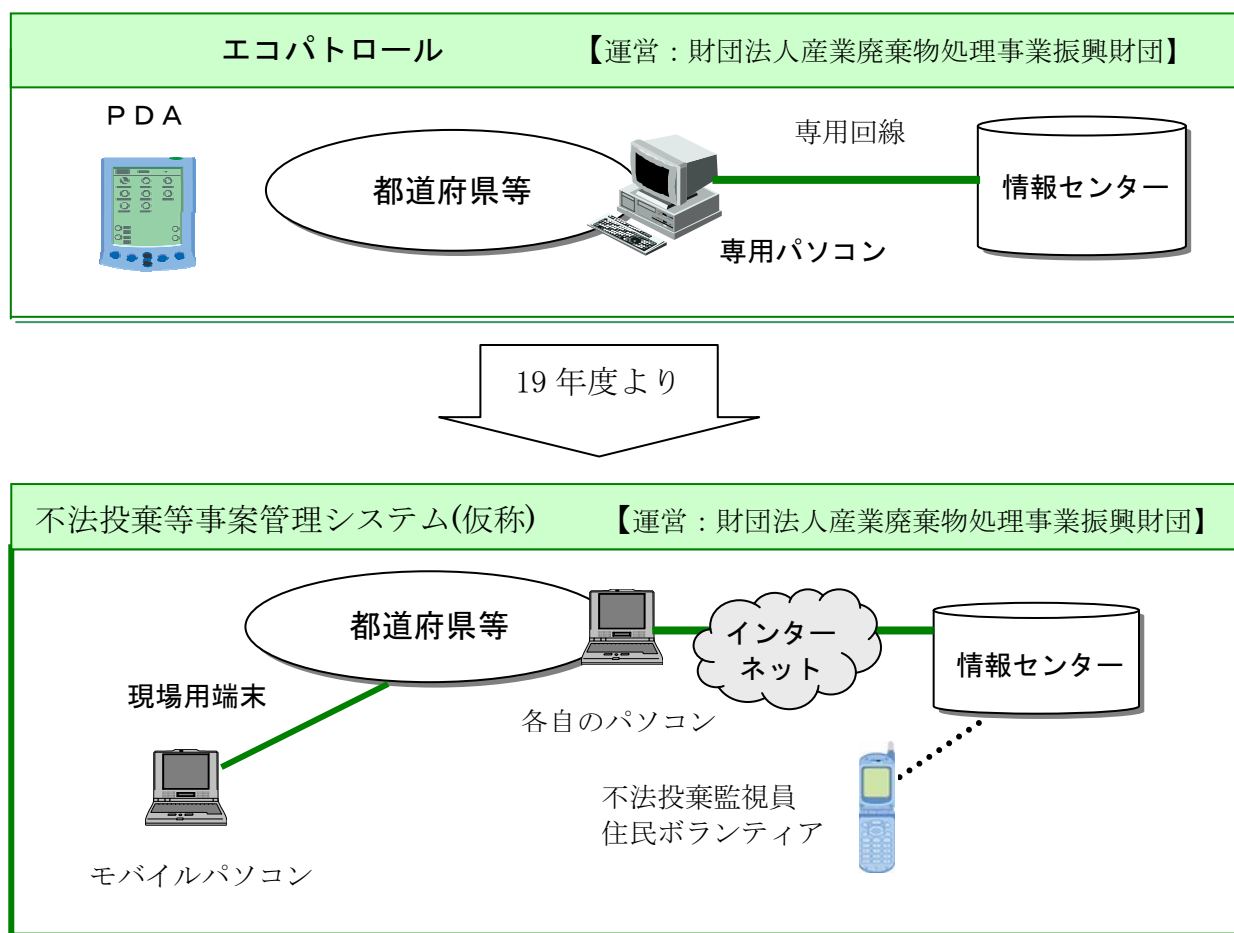
- 1) 通信はインターネット対応とし、庁舎内のすべてのパソコンで対応可能となります。
- 2) P D Aにかわって現場へ持

ち込めるモバイルパソコンでの対応が可能となります。

- 3) 携帯電話のメール機能を利用した、現地からの通報(情報)受付が可能となります。

- 4) 利用料金は現システムに比べ大幅に下がります。

なお、新システムは現在開発に着手しており、都道府県等ユーザーの方々のご意見を踏まえ、平成19年4月より稼働させる予定です。



財団の動き

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

太田理事長勇退、後任に樋口理事

第 58 回理事会開催

第 58 回理事会が去る 6 月 20 日財団会議室で開催され、平成 17 年度事業報告及び同収支決算報告並びに役員等の選任が審議され、承認された。

理事長については、財団設立以来今日まで理事長として財団運営と業界発展に尽力された太田文雄氏が 6 月 30 日付で退任され、その後任に 7 月 1 日付で樋口成彬氏が就任した。なお、太田氏は顧問に就任された。

役員等の選任は次のとおり。

理事長

辞任者 太田 文雄
 新任者 樋口 成彬 JFE プラント&サービス
 (株)相談役

理事

辞任者 大橋 光夫
 新任者 富澤 龍一 (社)日本化学工業協会会長
 辞任者 畔柳 信雄
 新任者 奥 正之 全国銀行協会副会長
 辞任者 三好 孝彦
 新任者 鈴木正一郎 日本製紙連合会会長
 辞任者 森下 洋一
 新任者 片岡 啓治 (社)日本電機工業会会長
 新任者 馬田 一 (社)日本鉄鋼連盟会長

監事

辞任者 岡村 正
 新任者 秋草 直之 (社)電子情報技術産業協会会長

評議員

辞任者 佐伯 嘉彦
 新任者 梅村 美明 日本製紙連合会理事長
 辞任者 藤本 弘次
 新任者 早野 敏美 (社)日本電機工業会専務理事
 新任者 奥村 明雄 (財)日本環境衛生センター専務理事

企画・運営委員

辞任者 尾崎 猛
 新任者 青山 忠幸 香川県環境森林部長
 辞任者 中田 三郎
 新任者 豊田 耕二 (社)日本化学工業協会常務理事・環境安全部長
 辞任者 平塚 喜久
 新任者 島田 秀樹 (社)日本電機工業会事業所関連廃棄物・リサイクル対策専門委員会委員長
 新任者 河野 正樹 (社)日本経済団体連合会環境安全委員会廃棄物・リサイクル対策部会長

適正処理推進センター運営協議会委員

辞任者 油家 正
 新任者 松林 万行 三重県環境森林部理事
 辞任者 中田 三郎
 新任者 豊田 耕二 (社)日本化学工業協会常務理事・環境安全部長
 辞任者 三浦 俊一
 新任者 三部 佳英 宮城県環境生活部長

発売中!!

そのしくみ
と活用
マニュアル

産廃処理業者 優良性評価制度の解説

内 容

解 説

- ①評価制度の基本的な考え方
- ②評価制度のしくみ
- ③評価基準項目

マニュアル

- ①情報開示システムへの情報登録方法
- ②データ登録修正する場合の Cookie の設定手順

参考資料

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要
- ②平成 15 年度委託実態調査結果
- ③平成 15 年度処理業者実態調査結果



A 4 版カラー(一部)114 頁/価格 1,500 円(送料別)

編集/(財)産業廃棄物処理事業振興財団 発行/(株)環境産業新聞社

- 書籍名●部数●送り先住所、TEL
- ご担当者名を明記してください

お申し込みは FAX で

03 (3437) 0074

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-18

編 集 後 記

長い梅雨が明け、いよいよ本格的な夏となります。「産廃振興財団ニュース」(vol. 14, No. 43) 平成18年7月号をお届けします。

巻頭ページは、新理事長に就任しました樋口成彬の就任のご挨拶を掲載いたしました。これからの産廃処理事業の発展のためには、新しいシステムづくりとものづくりという発想の転換が必要ではないかと、当財団では考えております。

経営塾も第3期を迎え、多数の塾生のみなさんが入塾しました。経営塾については幅広い意見を取り入れるため、卒塾生からの興味深い意見を掲載いたしました。また講師陣も充実し、今回は、塾長の最初の講義も併せて収録いたしました。参考のため、ご一読下さい。

当財団の調査研究記事としまして、「産廃処理施設の最適設備の計画手法」をまとめました。施設の充足度を

定量的に解析する手法概要を掲載しました。

前号でお伝えしました、平成17年度産廃処理助成事業の(有)オイルリサイクルと、公協産業(株)の2件について事業内容を要約しました。さらに平成18年度助成事業募集手続きも掲載。皆様からの奮ってのご応募をお願い致します。

産廃財団ニュースについての忌憚のないご意見お待ちしております。

産廃振興財団NEWS

2006.7 Vol.14 No.43

発行日 平成18年7月28日

発行人 樋口 成彬

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号

堀内ビルディング3階

TEL. (03) 3526-0155

FAX. (03) 3526-0156

URL. <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6% www.team-6.jp

(財)産業廃棄物処理事業振興財団はチーム・マイナス6%に参加しています。

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています